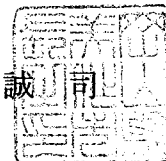


美作総務第 106 号

平成 29 年 8 月 24 日

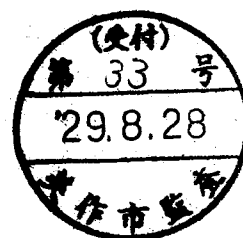
美作市監査委員 高 田 修 平 様
美作市監査委員 東 内 義 典 様
美作市監査委員 水 元 千都江 様
美作市監査委員 山 本 雅 彦 様

美作市長 萩 原 誠 司



平成 28 年度定期監査（第 2 次）結果報告に対する措置について（通知）

平成 29 年 3 月 6 日付美作監査第 70 号で美作市監査委員から報告のありました平成 28 年度定期監査（第 2 次）結果報告について、地方自治法第 199 条 12 項の規定により別紙のとおり措置したので通知します。



平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
高齢者福祉課	1. 敬老会の参加率について 敬老会の参加率向上については、老人会への呼びかけ、開催後のミーティングにおける今後の努力目標の設定など、各地域で参加率向上の努力を行っている。 今後も行政と市民とでアイデアなどの意見交換を行いながら相違工夫し、総合支所長会議等で議題として上げ、各地域の課題・アイデア・成功例など情報共有化し、引き続き参加率向上に努められたい。	敬老会については、各地域の実行委員会の自主的な運営により実施されている。参加率の向上については、演芸等の内容検討も必要だと考えているが、75歳以上の高齢者を対象としているため、会場までの移動距離など、参加者の身体状況を考慮する必要があると考えられ、身近な範囲(地区単位)での開催が有効ではないかと考えている。
大原病院	1. 過年度未収金(患者負担分)について 医療費の未収金については、未納者に対して督促等を行っているが、支払能力がありながら支払いに応じない未納者、または既に亡くなっている未納者については、連帯保証人制度の活用等を行うなど、過年度未収金の収納促進、並びに縮減対策に引き続き努められたい。	未収金の徴収については、督促・催告等の強化を図り、また、電話・訪問によって滞納額の減少に努める。5月31日現在の実人数は87人(内本人死亡は22人)であり、入院患者については、連帯保証人の有無等の情報収集を図り、また必要な分析を行い保証人への徴収を強化する。未収金額の発生を抑えるため、支払に関して不安がある人への対応として、総合相談窓口を設置しており、支払相談を通じて、早めの対応をとるように、努めていく。
大原病院	2. 駐車場等の積雪対策について 本病院は県北部に位置しており、大雪の際、駐車場等が多量の積雪に見舞われ、入院・通院患者等の安心安全に支障をきたしていると思料される。 豪雪地域では有効な手段として、地下水の散水による融雪を行っている。 また地下水は非常用水としても有効であり、水質がよければ緊急の水源としての利用も可能であることから地下水が利用できるのであれば、設備等について検討されたい。	病院建物地下には、建設当時岩盤が確認できており、深く井戸を掘ることは無理と思われる。冬場の除雪に関しては、支所とも連携をとり除雪車で雪かき依頼や病院が有している除雪機の買い替えも検討し、患者等の安全を図る。
大原病院	3. 外来患者・入院者の減少について 受診者が年々減少しており、その要因は社会現象と認められるものの、市唯一の公立病院であり、地元や周辺地域市民は本病院の安定経営によるサービス維持を望んでいることから、入院患者の減少等による減収対策に引き続き努められたい。	救急告知病院として、初期・二次救急対応や時間外における当直医療体制の継続を図り、在宅復帰へ向けての地域包括ケアの中では、現在10床の地域包括ケア病床を増床することを計画している。また、レスパイト事業(重症心身障がい児者短期入所サービス)や病児・病後児保育事業も継続して実施し、患者の増加を図り、今後も安定経営のためのサービス維持に努める。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
上水道課	1. 老朽管の対策について 水道管の漏水件数については、前年度より横ばい状況であり、維持管理については努力が見受けられる。 管路の老朽化については、年々老朽管路が増えていく中で、中・長期プランでの更新基準の考え方を整備し、計画的な水道インフラの維持に引き続き努められたい。	老朽管路の更新については、耐用年数が過ぎた水道管から更新するのではなく、耐用年数が過ぎていても健全な水道管は活用しながら、漏水事故の多い区間を優先して、計画的な更新を進め、有収水量率の向上に努めている。 平成28年度においては、これまでに漏水事故の多かった中山、川北、柿ヶ原、梶原、豊野地区において老朽管の更新工事を実施した。平成28年度の漏水事故件数は77件で、前年度と比べて22件の増となっており、平成29年度においても引き続き、中山、岩辺、梶原、豊野、鯨、上山、滝宮地区の老朽管更新を実施する予定である。 平成30年度には長期計画の策定を予定しており、前述のような老朽管の更新とともに、市内全体の水道施設の統廃合も視野に入れた計画を策定し、計画的な水道インフラの維持に努める。
下水道課	1. 各種下水道施設等の運転管理等業務委託について 各種施設等管理業務委託については、「下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき締結した協定書に基づき、各市内業者と単独随意契約を毎年度締結しており、その契約理由の妥当性については認識をしているが、単価(契約金額)の正当性について、近隣市町村のデータ等の調査を行うなどし、適正価格かどうかの確認を行われたい。	下水道施設等の運転管理業務については業者に委託しており、主な業務内容は汚水等を浄化する機械及び薬品等の管理、流入時に発生する、し渣等の固形物の除去、施設内外の環境整備等を実施している。 委託先は、旧町村時代から営業区域の許可を受け現在も事業継続している一般廃棄物(し尿)処理業者であり、下水道施設等の管理技術も有していることから「下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく協定を該当業者と締結しており、毎年度、委託契約を結んでいる状況である。 委託金額については、積算資料等の標準単価を参考に積算し決定しているが、今後も適正な金額で委託できるよう努めていく。
下水道課	2. 下水道美作浄化センター建設工事委託について 美作市公共下水道美作浄化センターの建設工事に関して、日本下水道事業団と本工事に関して64,000,000円で委託協定の締結を行っているが、日本下水道事業団が行った入札により、△21,600,000円の入札差金が生じ、協定の一部を変更する協定が締結されている。 当初の協定金額の34%の入札差金(減額)が生じていることは、元の協定金額の正当性について疑義を生じざるを得ない。	協定金額は標準単価等により積算し作成したものであることから、当初の協定金額は適正なものと認識しているが、下水道事業団実施の入札で該当工事の落札金額が低入札となり、事業団において落札業者に対し低入札調査を実施したところ適当と判断され契約締結に至った。このことから、美作市との協定についても併せて変更となり、結果的に多額の差金が発生したものであり、やむを得ないものと判断している。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
下水道課	3. 不明水対策について 不明水とは、下水道管の老朽化で生じたヒビや隙間、マンホール蓋の破損等の原因により雨水や地下水が流入することをいうが、この不明水が発生すると、下水道施設の処理能力に負担を与え、また下水処理費用もその分増加してしまうことから、改善対策について引き続き努力されたい。	不明水は年間約29万㎡流入しており、年々増加傾向である。このことから、不明水対策として設置年が古い管路から調査、更生等を実施する予定であり、平成28年度は湯郷地内の管路を一部調査しており、平成29年度以降に管路更生に取り組む予定である。 今後も継続的に管路調査、更生等を実施し経営改善に努めていく。
東栗倉総合支所・東栗倉教育分室	1. 東栗倉おもちゃ村の閉館に伴う浄化槽の管理について 美作市後山のおもちゃ村については、平成28年10月末日をもって閉館していることから、年度契約を行っている本施設の浄化槽維持管理及び水質検査業務委託契約については、契約内容等を再確認のうえ、適正な処理を行なわれたい。また今後、本施設利用の可能性も考慮のうえ、休止時の浄化槽の管理方法についてそのコストも含めて確認の上、適切な管理に努められたい。	指摘のあった当該施設の維持管理については、平成29年度予算にて浄化槽汚泥の抜き取り、清掃を5月末までに実施し、電力の停止も行うことで経費の発生をなくす。なお支所職員による定期巡回を実施し適正な維持管理に努める。
総務課 (大原総合支所)	1. 宿直配置について【再演事項】 現在、本庁舎と大原総合支所で宿直員を配置しているが、大原総合支所については、その費用対効果や他の総合支所とのバランスを考慮して、その可否について検討されたい。	決算特別委員会分科会においても廃止すべきではないかとの意見も出されたため、大原総合支所の宿直の可否について内部検討した結果、廃止の結論に至り、大原及び東栗倉地域自治振興協議会並びに6月19日総務委員会へ報告した。 なお、廃止に伴う関係経費については、9月議会定例会に補正予算を上程する予定である。
勝田総合支所・勝田教育分室	2. テレビ中継所の土地借上について テレビ中継所の土地については、賃貸借契約を行っているが、費用対効果等の上からも相手との協議により購入できないかどうか検討されたい。	当該土地は旧勝田町時代に、テレビの難視聴対策のために地権者と交渉し、一部分をを借り上げたもので、筆全体は広大であるうえ、地目が保安林となっており、購入は困難である。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
クリーンセンター管理課	1. 資源ごみ回収システムの強化について 資源ごみの回収強化については実効性のある取り組みを行い、くらし安全課とも連携し、美作クリーンセンター設置時の環境省の指導としては「資源ごみの減量化」と「リサイクル」であることから、回収システムの強化に引き続き取り組んでもらいたい。 また、リサイクルへの取り組みについては、近隣市である津山圏域クリーンセンターの取り組み状況等や、英田地域区長会が視察研修を行っている鳥取県東部環境クリーンセンターのリサイクルに関する情報などの共有化を行い、それらを参考にしながらクリーンセンター建設時の理念に基づき、使用可能物品のリサイクル体制の構築に努められたい。	本施設における資源ごみの回収状況は平成28年度末においては全体で1120.43t回収しており、金属類のほか古紙、びん類、容器包装類、発泡スチロール、廃食油を細分化し引取業者において再資源化していただいているところである。 クリーンセンターでの資源ごみの回収量は、クリーンセンター建設当時と比べ微減しているが、民間等の参入により市内全体での回収量は増加傾向にある。また、平成29年4月からは小型家電のリサイクルも開始し減量化に努めているところである。
クリーンセンター管理課	2. 持ち込みごみの領収書未発行について 持ち込みごみの支払いの際に利用者に対して領収書を渡していない場合もあるとのことだが、市民が誤解を招く恐れも生じるため、支払者に対しては必ず領収書の発行を行われたい。	監査の翌日からごみの持込み者に対し領収書を発行している。
クリーンセンター管理課	3. 民間委託か直営かの早期決定について 美作クリーンセンターの維持管理業務については、専門業者による委託を平成31年度までの5年契約で行っており、その間に契約満了後の管理運営方法等について現在協議等を行っているとのことであるが、本施設の建設中における当時の議会等の説明では自己完結型として市が直接管理運営を行うとのことであった。 平成32年度以降の本施設の管理運営方法については本施設の必要労働時間数、人件費、トータルコスト比較等々詳細データを作成の上、他市町村の同規模施設の管理運営方法についての情報等も調査しながら、長期的な視野に立って適切かつ適正な管理運営が行えるよう総合的な判断にたって慎重に検討・協議されたい。 また決定した際には、市民に対して情報を開示するとともに、決定理由等について丁寧な説明をされたい。	現在、施設の運転管理のうち焼却施設の運転点検業務のみを平成31年3月までの5年間専門業者に委託している。現在の焼却施設は1日16時間稼働しており2交代制(1班4名)で運転管理している。 現在の体制を直営で行う場合職員数が不足となり、また、焼却施設も機械設備が高度化しているため職員数や技術力も考慮し今後においてどのような委託方法にするのが最善か収集運搬業務も含め検討する。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
クリーンセンター管理課	クリーンセンター周辺整備事業については、最終処分場の整備事業が遅れたこともあり、やや不分明なところもあるのでその明瞭化に努められたい。	クリーンセンターの建設に伴い周辺4地域と周辺整備の協定を結んでおり、平成28年度まで随時整備を進めてきたところである。 結果、周辺整備未了地区は1地区だけとなっており、未了地区におきましては最終処分場の建設が完了する期日までに用地等の提供を受けることができる個所についてその期間内において整備することとしている。
英田総合支所・英田教育分室	1. 用地の借上料について(管財課関連) 英田総合支所・英田公民館・英田多目的広場・農業者トレーニングセンター用地等々の旧英田町地域で市が借り上げている用地の借上料であるが、これら用地について水利組合に対する負担金は市費で負担している。水利組合と土地所有者個人との契約書では「租税公課その他一切の賦課金は乙(個人)が支払う」とされていることから、土地所有者が個人であれば水利費は個人が支払うべきである。 市と水利組合との覚書も含め、本契約について再度確認等行い、適切・適正な契約執行及び会計処理を行われたい。	英田地域庁舎等借上げ用地に係る水利負担金については、契約当初から行政が負担するものとしていたが、監査で指摘があったとおり、契約内容に明記されていない等不備があるため、関係各課等と契約書の内容について見直しを行う。また、水利費等の負担金についても、見直について水利組合と協議を行う。
英田総合支所・英田教育分室	2. 県外出張について 英田地域区長会視察研修(ごみ問題について考える)として鳥取県東部環境クリーンセンターへ出張しているが、その際に得られたリサイクル体制等の情報について、クリーンセンター管理課等関係部署に情報提供を行うなど情報を共有し、市行政全体に生かしてもらいたい。	鳥取県東部環境クリーンセンターで得られた資料を、今後の参考にしていただくため美作クリーンセンターへ提供した。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
建設課	1. 桂坪大屋線の改良工事の予算未執行について 執行機関には議決を受けた予算の執行責任がある。よって天災等やむ負えない停止要件にあてはまらない限り、予算の執行責任に懈怠があると言わざるを得ない。遅延理由を明らかにし適時・適切な予算執行を行われたい。	本路線は、国道429号と県道梶並立石線を結ぶ市道で、旧大原町のときに一次改良が行われており、幅員は概ね5mとなっている。地元からの要望は自転車や歩行者の安全確保を求めるもので、改良計画にあたっては、住宅や倉庫等が連担する区間、橋梁、国・県道との交差点等があることから、安全性や経済性など総合的な視点で効果が発現できるルートや工法選定を行う必要がある。 これまでも地元代表者に面会し、合意形成や事業が進展する体制について協議を行ってきており、今後も、公正かつ適正な事業の推進が図られるよう、いろいろな観点から実現可能な方法を模索しながら継続的に取り組んでいく。
農村整備課	1. 下町地区ほ場整備事業について【再演事項】 下町地区ほ場整備事業については、本市が実施主体であることを幹部も再認識し、過去との整合性と統率のとれた取り組み、推進の努力をされたい。 またそのためには地元役員体制等の再構築に向けての説得・指導も必要であると考えている。	換地の合意形成に向け換地のやり直し等再三協議調整を行っているが、合意に至っていない。一日も早く確定測量が出来るよう努力する。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
都市住宅課	1. 都市公園事業について【再演事項】 ①平成29年3月31日開園として、公園台帳に記載されているが、現在においても開園周知がされているとは言い難く、告示文も縦覧手続きを内容としたものであると考えられることから、広報等を活用し市民に周知されたい。 ②都市林公園でありながら更新伐を大幅(5ha以上)に行うことに、問題が生じないか検討するとともに、都市林公園としてのコンセプトを再構築する必要があると考える。 ③過疎計画、起債事業、条例それぞれ本事業の名称についての記載名に違いがあり、市民が混乱する可能性も生じることから、美作市として名称を統一すべきでないかと思料する。 ④今後の未貸借契約地権者(相続等を含む)との交渉を考えたとき、費用対効果分析を行い、規模縮小の検討もされたい。	①本事業は、平成26年度から既存林道の拡幅や舗装工事等の整備を進めているが、いずれも各大字単位での事業調整に基づくもので、公園エリアを一体として見た散策遊歩道の開通には至っていない。本年29年度実施予定の縦走園路(尾根伝いの遊歩道)の整備により、これまで大字単位の点で整備していたルートが線でつながり、通り抜けできる散策コースが複数開通する。今後は、開通に合わせたウォーキングイベントなどを市民団体との協働で行い、ローカルテレビ等を通じ、親しみやすい形で市民への周知・広報を図りたい。(また、これまで本事業に対しては、議会・市民・地権者から反対の声も一部あり、担当課としては、公園管理の権原取得と供用開始に向け、都市公園法等関係法令に留意し、「肅々と」必要な手続き遂行してきた経緯があり、ご指摘の広報等外部に向けての周知不足は否めない。) ②美しい里山公園事業は、整備された里山を観光・レクリエーションの場として活用する目的に加え、整備及び更新伐により里山の景観と保水力を復元し、防災に備えるといった性質を持ち合わせている。更新伐事業自体も里山の健全化や保全活動事業例として紹介するといった意味で、コンセプトの一つと考える。また、実施に当たっては、森林施策担当課との連絡を密に行い、来園者の安全を最大限考慮した対策を講じる。 ③市民にわかりやすい形で関係当局と調整を図り「美しい里山公園」として統一する方向で進めている。 ④所有者不明や権利関係が複雑な土地については、関係法令との調整により、整備区域の縮小も検討する。また、権原取得に必要な契約は、所有権に抵触しない使用貸借契約なので、可能な限り、実際の土地管理者(固定資産税納付者等)との交渉に努め、引き続き費用を抑制した公園管理権原取得を図る。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
農業振興課	1. 地産地消への総合的取組みについて(教育総務課関連) 地産地消については他市町村の取組み状況等の情報収集・研究を行い、たとえば学校給食等で地産地消に取り組んでいる教育委員会等と情報の共有化及び連携を行い、幹部会等で検討するなど、市全体で総合的に取り組むよう改められたい。	平成28度より取り組んでいますもち麦については、美作産の販売に向けパッケージデザインに取り組んでいる。8月中旬には市内直売所等で販売開始が出来るよう準備をしている。 学校給食では、2学期以降提供出来るよう教育委員会と調整中である。 また、健康づくり推進課、農業者、JA等関係機関と、健康増進、レシピ普及等の活動をしている。商品開発にも取り組み、うどん、パン等試食会を行うなどブラッシュアップにも取り組んでいる。 なお、現時点ではもち麦生産者が限られており、本年度初めて収穫ができたところであり、発芽率の検証を行っているところである。販路につきましても県内外業者等と接触を図っており、これらの課題が解決次第、生産農家拡大に取り組む。
農業振興課	2. 美作産農産物等のブランド化について 美作市内における農産物において、例えば「茶」・「モチ麦」など、その生産と販売(加工)策を引き続き地元生産者や県・JA等の関係機関と協力を行いながら、各種農産物のブランド化ができるよう検討されたい。	美作市の農林産物の魅力を情報発信していくため、平成28年10月25日に農林産物販路開拓会議を創設した。もち麦、エコファーマー(果樹)、特産物(茶)、ジビエの4部会で活動している。 栄養成分分析を実施し、差別化を図り農産物のブランド化に取り組んでいる。分析結果については、彩葉茶屋等のポップ広告にも活用してもらっている。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
森林政策課・総務課	1. 袴ヶ仙について【再演事項】 袴ヶ仙については、平成27年5月21日付「美作監査第21号 美作市東谷上及び真殿地内における立木売買契約に関する事務の監査請求に対する監査結果について」にて監査結果報告書を提出しており、その中で指摘しているとおり当初計画の杜撰さ等が現実化している。 本問題については3年が過ぎ、関係職員が退職し風化していく中で、行政として事の顛末を掌握していないと原因の究明が困難となることから、担当部課を含め組織として関係者から顛末を聴取(在職者においては顛末書の徴取)して状況をまず把握し記録しておく必要がある。 また大局的な現地説明もなされていない中で、どんぐり基金から始まる一連の方向転換のプロセスが市民に公開され、市民の理解や「美作市どんぐりの森基金」応募者の理解が得られるかたちとなっているとは言えないので対処されたい。 なお、監査結果報告書で指摘したものの措置未済となっている関係者からの速やかな顛末書等の徴取、及び証拠書類等を固めたうえ、関係者の処分等検討するよう求める。	市民については、平成27年第4回(9月)美作市議会定例会において、「美作市どんぐりの森基金条例の一部を改正する条例について」平成27年10月5日に可決され、平成27年10月5日に公布し、公告式条例施行規則に基づいて2週間の縦覧を行っている。 応募者(14名)については、「美作市どんぐりの森基金」から「美作市広葉樹の森基金」に名称を改めた内容の文書を平成28年3月22日付けで送付し、ヤマザクラ1,319本を植栽した事をお知らせしている。また、「美作市広葉樹の森基金」は、平成28年度末で1,072,171円の基金残高となっている。 なお、関係者からの顛末書等の徴取、及び証拠書類等については、現在、調整を行っている。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
観光振興課	1. 愛の村・武蔵の里の指定管理について 愛の村パーク及び武蔵の里については、平成29年3月議会の議決によつては平成29年4月より指定管理者制度に移行となるが、その決定にかかるプロセス及びタイムスケジュールについては、過去に実施している大芦高原雲海の指定管理問題及び放課後児童クラブの指定管理者選定過程等の苦い経験が今回も生かされていないことは遺憾である。	武蔵の里関連施設及び愛の村パークの指定管理者制度への移行については、「指定管理者制度運用の手引き」(企画振興部企画情報課)及び平成28年10月に改正された「美作市の公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則」に基づき、以下のスケジュールにより指定管理者を選定した。 平成28年11月 業務仕様書作成、公募決定 11月～ 募集要項配布、現地説明会(3者参加) 12月～ 応募の受付(申請1者) 平成29年1月 選定委員会開催(指定管理者候補者決定) 2月 選定結果通知 3月 指定管理者と覚書締結(指定管理者制度移行による開業準備作業のため)、指定管理者の指定の議会議決、基本協定書の締結 4月 年度別協定書の締結、指定管理者による管理運営開始 なお、指定管理者の選定にあたっては、過去の経験を活かすとともに関係法令等を十分順守し、上記の条例施行規則に基づき、適正な手続きとスケジュールにより、選定委員会での審査を経た上で候補者を決定している。 平成29年4月以降指定管理者は、利用者と収入の増加を目指し、収支のバランスを見ながら、経費削減と経営効率化を目指して努力し、運営に取り組んでいるところである。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
観光振興課	2. 大芦高原「雲海」の経営方針について 現在の雲海の運営方針については、3年経過した今日においても、その運営方針のビジョンが見えないまま経営規模の縮小が行われており、縮小についての整合性がないままでは、財産の管理を怠っていると云わざるを得ない。 市民に対して現在の雲海の状況等について情報開示を行い、さまざまな意見・情報を加味しながら、またすでに実施している経営診断を参考とし、咀嚼・具現化の努力を行いながら、市幹部はもとより担当課としても、今後の雲海の運営方針について地元意向を尊重し、早期に明確なビジョンを決定し、地域住民、広くは全国から愛され利用される施設となるように努められたい。	大芦高原雲海が市直営に移行した後の2年間は職員体制、営業いずれも最小限での運営を行っていた。その後、3年目の平成28年8月中旬には軽食コーナーをオープンし、現在では、利用者が戻りつつある。そして、平成29年4月下旬からは、インターネットによる予約受付を開始し、コテージ宿泊者数も増加傾向にある。 また、大芦高原温泉雲海を取り巻く環境は、上山地区がトヨタモビリティ基金事業の舞台として、また、ショウワコーポレーション野球部の練習拠点誘致等アウトドアスポーツによる集客力拡大が望める状況にある。これらの要因を含め、効果的な人員配置と周辺施設や活動との連携と活用による営業拡大と経営改善を目指すこととしている。 現状は、主に温泉とバンガロー宿泊の必要最低限の人員での営業を継続しているが、平成29年度中には営業時間や人員の配置を見直し、地元の意向も尊重しつつ、運営の方針を決めて行く予定である。 なお、施設については、全体的に老朽化が進んでおり、浴室の天井など早期に大規模な修繕が必要な時期に来ており、順次計画的な修繕を行って行く予定である。
産業振興課	1. もうもう工房跡地について[再演事項] もうもう工房跡地の取得目的は交通接点利用計画であったがその後、道の駅構想等二転三転し、この活用方針がいまだに定かではない。今後の管理活用計画を早急に定め、当面は市民から要望のある一時的駐車場利用等有効な活用をされたい。	道の駅として整備する方向で、既存建物について美作市土地開発公社に委託し、撤去するように9月議会に補正予算を提出する。
産業振興課	2. 産業活力サポート事業について 地域産業の振興及び育成並びに産業活力の再生を図ることを目的として、事業所等の新築、改築、備品購入等に、美作市地域活力創生事業補助金を交付しているが、その交付に関して、みまさか商工会が計画申請及び内容審査を行っている。市は計画認定書を発行するにあたり、管理指導を徹底し適正な運用を求める。	計画認定書の発行については、庁内に置いている美作市産業振興補助金審査委員会が審査している。なお、審査にあたっては必要に応じて、関係者又は外部有識者の出席を求めている。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
管財課	1. 契約事務の適正化について【再演事項】 美作市の契約関係事務については、平成26年4月、「工事関係発注業務及び出資法人の経営状況等に関する事務の監査について(依頼)」(美作総務第1号・26. 4. 2)による美作市長からの依頼や、市の発注工事に対する市民からの各種意見等をも踏まえて監査してきた結果については、平成25年度決算審査以降の各種監査報告書等に記してきたとおりである。 しかるに、平成28年度の定期監査を見る限り、依然として指名競争入札を行う際における入札指名委員会の会議録の未作成等に見受けられる契約事務の不透明性及び関係法令や通達の研鑽不足並びに幹部の決裁機能などにも問題があることから未だに改まっていないのが現状である。 これらについての原因を分析するなどして組織的な改善に努め、契約事務の適正化と透明性の確保等を図り、説明責任を果たすよう求める。	美作市契約規則第10条第5項により、入札指名委員会で審議された事項は、その内容を他に漏らしてはならないとされている。 議事録を作成し、保存した場合、万が一に他に情報が漏れる可能性があるため、危険防止のため、作成することをしていない。 入札指名委員会では、美作市契約規則の指名基準に照らし合わせて、事務局が案を作成し委員会で審議を行い決定しており、議事録の代わりに件名毎に工事概要、指名理由、指名業者名を明記した指名業者調書を作成し速やかに、決裁を受けているところである。
管財課	2. 入札業務の透明性確保について【再演事項】 指名委員会会議録の作成については、指名競争入札の適正化と透明性確保のため結果のみでなくその過程が重要であり、文書管理規程第2条の定め反するので、作成するよう改められたい。なお、本件は現市長が就任直後に監査委員に対して要求した監査の重要案件であることも認識されたい。	美作市契約規則第10条第5項により、入札指名委員会で審議された事項は、その内容を他に漏らしてはならないとされている。 議事録を作成し、保存した場合、万が一に他に情報が漏れる可能性があるため、危険防止のため、作成することをしていない。
管財課	3. バイクの使用状況について 本庁、支所等にバイクを配車されているが活用されていない状況がある、売却等も視野に入れ検討されたい。	美作市では、現在19台の原付バイクを所有しています。稼働率の悪いバイクも多々あるが、原付バイクは小回りが利くため、災害時の見回りや現地確認に利用ができることも想定され、本庁や支所には残すこととし、再配置している。 また、未配置部署の補充希望をとり、最終的に確定作業の最中である。確定後においては、不用な車両に関しては、売却を行う予定である。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
管財課	4. 公共施設の老朽化問題について【再演事項】 公共施設等総合管理計画については前回指摘したところであり、今年度中に策定し、市民に公表するとしている。 については作成が目的でなく、それに基づいて具体的な活用方法を明確にし、計画策定後は管理、維持ができる専門組織の構築を視野に入れながら確実に計画を遂行されたい。	当計画については、平成28年度中に策定したところであり、同時に計画のデータベースとして固定資産台帳を作成した。 作業において美作市の関連する建物等をすべて挙げたが、実際市の所有ではない建物等がでてきたため、精査しているところである。 今後については、行政内部において、公共施設の配置を検討していく。
総務課	1. 適切な事務分担について 適法で確実な行政事務執行を行うには適切な事務分担を行うことがなによりと考える。しかしそれがまったく形式的であるため、違法性が看過されやすく、組織のチェック体制に問題を生じる一因であると認められるので、改められたい。	組織の目的、目標達成に向けて、業務と課員の組み合わせを工夫し、各所属員に役割と責任を自覚させ、個人だけでなく所属員の相乗効果をもたらせるなどの内部統制(組織運営)のあり方を改めて周知徹底する。 特に、管理職の役割としての業務的的確な評価と適正な承認に基づく決裁など組織のマネジメントに対する意識の改革を職員研修等を通して務めていく。
総務課	2. 組織の見直しについて【再演事項】 前回定期監査結果報告において指摘した人口減少に伴う組織の定員管理が依然不十分と認められる。肥大化した組織及び業務全般の見直しと、責任分担の明確化を図られたい。また人口が減少していく中で、類似市とも比較し適正な定員管理を進められたい。(副市長1人、監査委員2人、政策審議監・危機管理監・総務課参事の兼務または廃止、部課の一割削減等)	現状の分析を踏まえた定員管理適正化計画(平成29年度～平成30年度)を平成29年4月に策定し、定員適正化の推進についてホームページで公表している。上記監査指摘事項(1.適切な事務分担について)でも記載したとおり管理職に求められる能力と役割を認識させ組織の活性化に務める。 また、組織・機構のあり方を含め、特別職及び職員の配置は、政策的かつ市長の専権事項である。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
総務課	3. 庁舎整備について 庁舎整備検討市民委員会の建議書において、市民の利便性等を考慮し総合庁舎として新築移転することを建議され、平成28年3月定例会に中尾地区を上程したものの、同年9月定例会において否決となり、次回12月定例会において市は新築を断念し現庁舎の耐震化を行う報告があったが、これは庁舎整備検討市民委員会建議書の内容を無視したものと認められる。 また建議書では現在の財政状況を勘案して第2案として既存支所の活用も同時並行し、また他の候補地等検討していくことになっていた。 しかるにこれらへの対応を怠ったほか、合併特例期間が迫っていることを認識していながら、平成26年3月30日の就任時から同年12月22日の第3回市民検討委員会まで約9か月間の空白があったことも事実である。 これらいずれの検討も不十分であったことから、合併特例債適応期間に対応できなくなったことは誠に遺憾である。	市民代表の方々が1年以上検討された提案に基づき、後年度負担や防災面等多角的に候補地の検討した結果、中尾地区を最適地として提案した。 平成28年9月議会定例会では過半数の議員のご理解はいただけたものの、3分の2の賛成が得られなかった。このことは、新庁舎整備特別委員会等で説明を尽くしてきた結果として誠に残念である。 なお、庁舎整備検討市民委員会への対応として、新庁舎建設を断念するに至った経緯及び庁舎整備のあり方について結果を報告する機会を設けるなど、特段の配慮が必要だったと感じている。
総務課	4. 職員の指揮監督について【再演事項】 前回定期監査結果報告において指摘したことではあるが、地方自治法第154条「職員の指揮監督、並びに地方公務員法第1条「地方自治の本旨実現」、第29条「懲戒の規定」、第23条の2「人事評価」等の規定が定められているが、例えば人事評価にあっては実態と合わないような評価者決定があるなど、これらの取り組みが組織的にも未だ不十分であると認められる。職場規律の確保と職員の士気向上に努め、もってより優れた行政サービスの提供を図られるよう組織的な取り組み強化をされたい。	評価者については、1次評価者は、被評価者の直属上司とし、2次評価者は、1次評価者の上位上司とすることを原則に公平性・公正性・納得性を確保する。 人事評価制度の導入の目的である「組織力の向上」による市民サービスの向上を達成するため、制度の実効性高めるため、随時、見直しを行い、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図り、組織全体の士気高揚、公務能率の向上に一層努める。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
総務課	5. 旧東粟倉工房株式会社の清算について【重大指摘事項】 旧東粟倉工房株式会社の清算については、昨年清算を完了したとのことであるが、その手続き等において疑義がもたれたことから、今回定期監査において仲裁・和解等の統括責任者である総務課・参事等に説明を求めたが、2月28日に至っても関係資料の提供も説明も受けられず、定期監査が未了となっていることは誠に遺憾である。 定期監査における説明では、本件は仲裁法による手続きであったとのことであるが、もし仲裁によるものであるとすれば、地方自治法第96条規定の議決事件であると考えられるほか、金融機関との損失補償処理についても疑義がもたれるなど、いずれも監査委員として看過できる問題ではないので、直ちに事実関係を調査するとともに、責任者において説明等の履行をされたい。	3月2日前代表監査委員からの求めに応じて説明したとおり、旧東粟倉工房株式会社の清算にあつては、仲裁法に基づいた仲裁・和解でなく、仲裁センター(裁判外紛争処理機関)においてのもので、法的手段によるものではない。 判決による保護行為を要求する訴えではないため、地方自治法第96条に規定している議決を要するものではない。 損失補償処理にあつては、損失補償契約を適法に締結しており、これを勧案しての適正な処理である。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
秘書室	1. 市長交際費支出について【再演事項】 前回定期監査結果報告において指摘した「全国トンネルじん肺根絶原告団副団長」へのお供えは、市長が平成19年に自民党じん肺対策議員連盟の事務局長をしていた関係の支出で、措置状況においては市政関係者であるとのことであるが、その根拠が明示されていない。よって故人は市政関係者ではないと史料されるため、返還措置を求める。	全国トンネルじん肺根絶訴訟は、政治解決に向けて平成18年7月頃から公明党のじん肺プロジェクトチームの積極的な動きがあり、同年11月に自民党じん肺対策議員連盟が結成され、更に動きが活発となった。その後、民主党、共産党、社民党などの野党からも全面的な支援を受けて、平成19年6月18日には政府との合意が成立し和解となった。 このことから、原告団副団長の葬儀には、与野党を問わず多数の国会議員や関係者の参列が想定される。その葬儀に際して、美作市名義でお供えをすることは、トンネルじん肺訴訟のみならず、その他の公害訴訟や人権擁護に対する美作市の理解や姿勢を広く世の中に喧伝することとなる。また、故人と萩原市長に親交があることは、多くの参列者が周知するところであるが、特に美作市名義とすることで新たなヒューマンリレーションズの構築に繋がるものと判断され、適正な支出と認められた。
秘書室	2. ホームページの市政日誌等について【再演事項】 説明内容に改善がみられたが、一部には記載する目的がどこにあるのか不明瞭なものも見受けられる。また、「市長あいさつ」を見ても、就任時のものと湯郷Belleの関係のもの各1件のみであることから、設定目的が理解されていないというほかなく、情報化時代であることを再認識し、今後は市長の市政方針及びスタンスが市民または全国に伝わるよう改善を図られたい。	市政日誌については、市長が出席した会議や市内外の方々との面談の内容及び主旨等を、市長の日頃の活動を市民にわかりやすく紹介する。また、遅滞無く随時更新を行い、タイムリーな情報を提供する。 「市長あいさつ」については、指摘のとおり、市長の市政方針及びスタンスが市民または全国に伝わるよう、平成29年3月から議会での市長の所信表明や行政報告を掲載している。また、自治振興協議会単位で開催した行政懇談会の内容も掲載しており、新しい情報発信に努める。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
財政課	1. 行財政改革の停滞について【重大再演事項】 総合振興計画等にも定められている行財政改革への取り組みにおいて、行革委員会も委員を委嘱していないため開催できず、行革本部会議も開かれていない。また財政課に27年度から行財政改革係の配置もなく組織的に取り組まれていない状況であり、これが職員の行革に対する意識が低下しているものと認められる。費用対効果、緊急度、優先度を協議し、職員の経営コスト感覚を高め効率的な事業を進めるためにも重要課題であり、行財政改革への取り組みが停滞していることは誠に遺憾である。	平成26年3月末に萩原市長が就任し、「美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例」を定め、事務事業における法令順守の徹底や政策決定過程の情報公開の推進、市民協働の精神の市政全般への拡大など、「市政の刷新」に取り組んでいるところであり、財政課を中心に「財政の総点検」を実施し、事務事業の改善に努めている。 近年行った大きな取り組みは、次のとおりである。 ①平成27年度8月から学校給食共同調理場2施設の給食調理業務、配送業務及び洗浄業務を民間委託した。効果額 年額8,727千円 ②平成29年4月から「武蔵の里」のプールと温泉を一部休止し、「愛の村」と一体で民間企業を指定管理者とした。効果額 年額40,852千円 ③平成28年度末に英田就業改善センター廃止し英田公民館に機能統合した。効果額 年額1,464千円 ④平成28年4月から庁舎関係の電力会社を見直した。効果額 年額 8,042千円 平成29年度においても、中期的な財政計画を立てるためにヒアリングを行い、次のような問題点を洗い出し、改善に向けて検討を始めている。 (1)公民館統廃合と耐震化 (2)AED更新計画 (3)タクシー利用補助の利用者登録状況、業者参入状況 (4)診療所の経営状況と次期指定管理に向けた準備 (5)火葬場の統廃合計画 (6)市営露天風呂、都市農村交流施設、作東バレンタインホテル経営状況、基金・出資金残高と今後の見通し、大規模改修

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
危機管理室	1. 消防団夜警助成金について 消防団は自分たちの町は自分たちで守るという崇高な精神に基づき地域住民の生命及び、財産の保護を図るため火災発生時の消火活動、風水害における救助、警戒巡視活動など地域になくてはならない極めて重要な役割を担っている。中でも厳寒における年末夜警活動に対し助成金が市内一部当たり3日間5,000円と少額であり、活動状況を考慮した見直しの検討を求める。	年末夜警活動については、期間及び時間等につきまして団幹部会議等に図り検討を予定している。また、助成金についても他市町村の状況等を調査し合わせて検討していきたいと考えている。
危機管理室	2. 消火栓の水圧検査について 消火栓の水圧不足は有事の際の消火活動に支障をきたす恐れが生じるため、市内の消火栓の水圧チェックの必要性について、上水道課や消防団等と意思疎通を行い、市内の消火栓について点検等行うよう検討されたい。	消火栓の水圧検査については、本年4月末をめどに上水道課及び各総合支所に依頼し調査を行った。その結果現状では問題のあるところはないとの結果となったが、今後も消防団との意思疎通を行い注視していきたいと考えている。
専門学校等設立準備室	1. 美作市スポーツ医療看護専門学校の校舎建設事業について 学校法人大阪滋慶学園が整備する美作市スポーツ医療看護専門学校の校舎建設事業に対し10億円の補助金を交付予定であるが、生徒予定数が680名から360名と減少した中で補助金精査する必要がある。美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱において、「市長は、補助対象者が正当な理由によることなく開校後10年以内に営業を休止し、又は廃業したときは、交付決定の取消しを行い返還を命じるもの」となっているが正当な理由が不明瞭であり、リスク回避の上からも覚書を締結するなど、その明瞭化を図られたい。	生徒数については、当初、関連の専門学校(出雲、鳥取)との比較から予定者数を680名と見込んでいたが、大阪滋慶学園において、近隣で展開する学校との役割分担や経営が成り立つという条件のもとで調整された結果、最終的に360名と決定されたものである。また、補助金10億円については、生徒数とか、補助率で交付するというものではなく、大阪滋慶学園が運営する専門学校を美作市に誘致するに当たり、想定される総事業費約15億円のうち、美作市が10億円を負担すれば、進出したいという構想を受け、交渉を重ねた結果、学校設立について市が10億円を限度として補助することで、誘致が決定したものである。その考えに基づいて補助要綱を制定し、工事費と設計監理費を補助対象経費として、限度額を10億円としている。補助金要綱には補助率について記載はしていない。 また、交付要綱において、補助金の返還を命じることについては、他の補助金交付要綱でも採用されているもので、不測の事態に備え、事業を円滑に進めるためである。正当な理由とは、社会通念上、事業者の責めに帰することができない事由などが考えられる。例えば、天災による場合などがそれに該当する。したがって、覚書までの締結は考えていない。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
専門学校等設立準備室	2. 留学生希望実態調査について ベトナム高校生等留学実態調査業務委託をダナン大学に300万円で委託しているが、金額に見合った調査ができるよう指導を徹底されたい。	ベトナム高校生等留学実態調査は、ベトナムにおける高校生が日本への留学について、どのような考えをもっているかを調査することで、専門学校の看護・介護や日本語学科への生徒募集に活用することを目的として実施した。委託先のダナン大学は27年度に大学生を対象として実施した調査を確実に履行した実績を有しており、調査結果の分析力についても優れている。 今回の高校生を対象とした調査についても、事前に、より有効的な調査方法の検討や対象を十分に打ち合わせを行った結果、ダナン市では2,027人、フエ市では2,000人も多数の調査対象人数で行い、評価信頼できる調査結果となっている。報告書の作成に当たっても内容を十分チェックし調整を行ったところであり、委託金額に見合う成果品ができたと考えている。 また、金額についても、27年度実施した大学生のアンケートを基に、実施内容、単価等を算定しており妥当な金額となっている。
専門学校等設立準備室	3. 学生寮について 美作市スポーツ医療看護専門学校学生寮の整備においては、当初の考え方どおり地元整備による方針で行い、かつ確実な需要予測を立てるなどして、慎重な対応を求める。	大阪滋慶学園により入寮生の見込み数が示され、みまさか商工会を通じて、地元事業者へ学生寮等の整備を依頼されたが、希望する事業者がなかった。その後、市において、市が保有している遊休資産を活用した学生寮等の整備を行う民間業者等を全国規模で募集したところ、地元事業者から100人収容(予定)の学生寮整備する応募があり、審査の結果、その地元事業者を選定し、事業者において寮の整備が進められている。 また、民間アパート等の整備についても、地元事業者を中心に引き続き投資を呼びかける。
営業課	1. 関西ふるさとバスツアーについて 関西ふるさと会Belleバスツアーのパンフレット作製において誤解を生むような記載があったが、今後関係法令等を研鑽し問題意識をもって適正な記載を行うよう努められたい。	指摘のあったことについて、関係省法令を確認した結果、募集案内を行った際に、参加者が自己負担する岡山湯郷ベルの観戦チケット代や昼食代などの実費を、募集チラシにおいて、「参加費」と表示したことから、旅行業法に抵触すると誤解を生んだものである。あくまで、実費を当日に自己負担していただくものであり、違法性はなかった。 このため、募集案内のチラシ表記を誤解が生じないように、「参加費」から「自己負担額」に修正し、事業を実施した。今後は、参加者の安全安心と法令遵守の観点から、旅行者へ企画を委託するよう、適切な対応を行う。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
営業課	2. 教育施設等誘致促進事業について【再演事項】 美作市教育施設等誘致促進事業(施設運営補助)に基づくNPO法人青少年少女モータースポーツ振興会(美作市認定技能教育施設:野田レーシングアカデミー)に対する補助金を設置後5年間にわたり毎年1千万円(限度額)の補助金支出を予定しているが、生徒数が今では3~4名と低迷する中、生徒30名の経済効果を見ながら採択されたもので、現状とかけ離れた状況にあり経済効果は大幅に減少している。これは看過できないことであり、補助金の見直しについても検討されたい。	当補助金は、意欲のある若者の夢や個性を伸ばし、世界の第一線で活躍できる子どもたちの育成に取り組んでいる野田レーシングアカデミーの取組を、生徒数には関係なく施設運営費として開設後5年間、年間1,000万円を限度に支援するものである。 事務員や教職員の定住や生徒の活躍による美作市の知名度アップなどの効果は見られる。しかし、生徒数が安定せず厳しい経営状況にあることから、29年度は新規の生徒募集は行わず、新規スポンサーの獲得、生徒募集方法の見直しを行うなど、1年間をかけて経営安定に向けた取組に傾注することから、補助金の見直しを行った。市の補助金に頼ることなく、経営安定に向けた取組を促すため、経営が成り立つ最低限の額(700万円)まで補助金を減額した。 今後、野田レーシングアカデミーが、新規スポンサーの獲得や短期体験プログラムの新設、市のイベント参加に積極的に参加するなど、経営改善・安定化に向けた取組を進めるよう調整・支援を行う。 当市は、子どもの能力や可能性を活かせる教育環境の充実を図ることにより、子育てや教育の充実した街として、市内外から認識され、移住定住の増加に繋がるよう取り組んでまいりたいと考えている。
営業課	3. 国際交流ベトナム交流事業【再演事項】 ベトナム社会主義共和国との交流事業に多大な労力と経費を投入しているが、費用対効果を分析し市民にも十分な説明をし、理解を得た上で進めるようにされたい。また、作東図書館の建物内に予定されているホーチミン主席像の設置については、作東の自治振興協議会8地区の代表や地域の声を聞き場所選定を検討されたい。	ベトナムとの交流について、市民にも取組を知っていただくため、美作市のホームページに「ベトナムとの交流」紹介コーナーを設け、情報を発信するとともに、ベトナムセミナーやベトナム語講座を開催するなど市民の方々の理解を深めていただけるよう取組も進めている。 また、ホーチミン主席像の設置場所については、ベトナム政府関係者が来日され、市内の設置可能な施設を視察し、ベトナム政府の強い要望により、パレンタインパーク作東の文化芸術センターの1階北側のエントランスホールが最適地とされたところである。作東地域の方へは、自治振興協議会などの代表の方や地域の方へ、理解を得るよう、経緯や地域への効果などを丁寧に説明を行っている。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
企画情報課	1. 指定管理者関係業務推進体制について【再演事項】 指定管理者制度については企画情報課が行い選定委員会関係業務については担当事業部署に変更されたが、連携不足が見受けられるなど、雲海、放課後児童クラブ等の反省が活かされていない状況にある。また選定委員に一部外部登用されてはいるが透明性を高め、効率化を図られたい。	指定管理者制度については、平成28年10月に規則の一部を改正し、制度の主管課を企画情報課とし、指定管理者の審査や指定については業務を担当する部署が行うこととした。今後においては、指定管理者の指定や各施設運営について、指定管理者制度運用の手引きに基づき、担当課と十分連携して推進していく。 また、指定管理者選定委員会には、必要があると認められるときは、関係者又は有識者の出席を求めることができとしており、委員会は、必要がある場合、業務内容などにより、その最適任者の出席を求めることになる。なお、指定管理者選定委員会は非公開である。
企画情報課	2. 新たな緊急告知放送システムについて 告知放送の廃止(平成31年1月末)に向け無線による新たな告知システムによる個人の携帯電話やスマートフォン、固定電話やファクスに緊急情報を配信する一斉メール配信システム整備が計画されているが、市民への周知活動が遅れている現状がある。携帯を持たない老人等が特に不安が生じているので早期周知を図られたい。	各自治振興協議会に対し事業の説明や平成29年4月の広報紙での周知を行って来た。しかし、音声での告知放送を望む声が多くあったことから、音声告知放送を含めた新たな告知システムを検討することとし、現在、作業を行っているところである。 新たな告知システムについて、決定した後は、市民への丁寧な説明を行うとともに、特に高齢者に対しては個別に説明を行うこと等も検討していく。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
スポーツ 振興課	1. 欧州トップセールスの人選等について 美作創生事業において、スポーツと地域文化の融合による新たな国際交流の推進として欧州トップセールスによるベルギー王国への視察が行われているが、費用対効果を含め参加者の人選については市民に理解を得られるよう透明性を確保されたい。	本事業は、「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた事業であり、欧州におけるトップセールスにより「剣道＝宮本武蔵＝美作市」の周知することで、剣道と宮本武蔵ブランドの融合による国際交流・交流人口の増加・伝統文化を活かした地域活性化を図ることを目的としたものである。このことを踏まえ、出張者及び参加者を次のように基準を定め人選した。①「市を代表する者」、②「市と両輪を成す議会を代表する者」、③「【お通杯】の振興を図ることから、剣道振興に取り組み、剣道に造詣が深い女性を代表する者」、④「美作市の総合戦略の改定・新規事業を策定する者」、⑤「市の観光振興を担い、この事業の取り組みを実施するとともに新たな観光振興(インバウンド)を行う者」、⑥「市のシティプロモーションを担い、この事業の取り組みを実施するとともに総合戦略の改定・新規事業を策定する者を補佐する者」、⑦「市のスポーツ振興を担い、この事業の取り組みを実施するとともに剣道の普及と新たなスポーツツーリズムなど、スポーツ振興を担う者」。 ③「【お通杯】の振興を図ることから、剣道振興に取り組み、剣道に造詣が深い女性を代表する者」については、お通杯が全国を代表する女性剣士の大会であり、海外からの参加者も増加していることから、女性の観点からトップセールスを行うことは大変重要であり、剣道を中心としたスポーツ振興による国際交流を目的とするこの事業において、長年にわたり「お通杯」の支援や地域の剣道普及に尽力され、我が国を代表する剣道指導者や欧州剣道連盟に知己があり、剣道の有段者である鈴木悦子氏が女性の代表として適任であると判断した。 この事業に取組んだ結果、美作市のネームバリューが上がったことが大きな成果の一つであるが、平成29年度の【お通杯】に、欧州から15名もの女性剣士及び欧州剣道連盟の方々が参加していただけることとなったことは、未来につながる大変大きな成果といえる。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
税務課	1. 滞納整理について 市税の収入未済に対しては、限られた人員、時間の中で滞納者の実態把握等の調査業務に努め慢性的滞納者の減少に向け相応の改善努力は認められる。より一層実効の上がる対応について検討されたい。	市税の収納率向上のため、以下のとおり継続して取組みを行う。 ① 国税徴収法に従い、督促、催告、納税誓約、差押、換価処分等を適宜適正に行う。 ② 納付忘れ等による滞納者には、嘱託職員が早期少額のうちに電話での納税呼びかけをし、納税意識の向上と早期納付につなげる。 ③ 滞納者個別に実情調査を行い、預金や保険など換価性の高い債権を差押処分し、滞納額に充当する。
くらし安全課	1. 未収金について 住宅新築資金等貸付元利収入(滞納繰越分)においては引き続き法的措置を含めた調査、検討を行い未収金の減額に努められたい。	住宅新築資金等の未収金については、相続人連帯保証人等の特定を行った。未納者宛に残金通知書兼債務承認書を送付、督促を行った結果、1件が完済、6件が債務承認に同意した。 H28年度末現在の未収金は、196件、410,173,988円となっているが、うち97件は部分納付している。弁護士へ債権整理回収業務を委託している1件が回収できている。 今後、不公平とならないよう徴収不能者については、弁護士と最終確認を行い、債権処理を行う。
くらし安全課	2. 環境保全系の業務について 環境保全係において、ゴミステーション設置補助、資源回収推進団体報奨金等の業務が執行されているが、美作市事務分掌及び決裁規程においてごみ減量化及びリサイクルの推進に関することはクリーンセンター管理課の業務に規定されていることもあり、適正な事務処理体制の検討を求める。	事務分掌の見直しを行い、一般・産業廃棄物及び不法投棄の事務は平成29年4月1日からクリーンセンター管理課に移管した。 ただし、資源回収推進団体報奨金は、引き続き、くらし安全課が担当して行う。 平成28年度実績は、22団体288,635kgを回収し、資源回収推進に取り組んでいる。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
社会福祉課	1. 民生委員・児童委員活動について 民生委員・児童委員活動において、児童の見守り、相談・支援等専門的に担当する「主任児童委員」を各地域に2名配置されているが、その活動内容が市民に対し周知されていない状況がうかがわれる。なお一層の広報活動に努められたい。	主任児童委員が、児童や保護者と関わることは、地域住民に周知を図る観点からも有効である。従来から実施している学校訪問や子どもフェスティバルへの参加に加え、平成27年度からは乳幼児健診の場で相談業務を行うなど、子どもや子育て家庭が集まる場を活用し、その役割について広報・周知を行っている。今後もこのような「顔の見える」活動を増やし周知に努めることとする。また、市のホームページについても、主任児童委員の活動内容について掲載するなど充実を図っていく。
高齢者福祉課	1. 空調設備更新工事について 工事関係で予算化された後の取組が遅れていたものがあるので、今後早目の対応が必要である。	事業については、優先順位を定め取り組んでいるところであるが、設計担当部署と協議し、さらに早期の事業着手ができるよう努める。
高齢者福祉課	2. 指定管理者制度の理解と指導監督について 保健福祉部にあっては、特に指定管理者による事業運営が多いので、この制度を十分理解するとともに、その指導監督に遺漏のないようにされたい。そのためにも業務の実態を常に把握しておくことを求める。	指定管理者が行っている業務について、基本協定書の業務報告(月次)の条文のとおり、市が指定する期日(月末締め翌月10日)までに利用実績(利用者数)及び管理業務の実施状況等、業務報告書を提出してもらい、業務状況を把握している。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
健康づくり 推進課	1. 放課後児童クラブの水道光熱費について 指定管理者の管理料の扱いで、市の建物を使用しているクラブがあるので、水道光熱費の扱いを区別されたい。	H28年度より光熱水費の区分が出来ない施設については、面積案分により指定官理者に応分負担させている。 (平成28年度区別し支払いを受けた光熱水費・燃料費) 勝田チャイルドホーム(電気)152,000(水道)44,000 えみっこ放課後クラブ(水道)18,000 大原放課後クラブ(水道)14,000 勝田東放課後クラブ(電気)72,000(水道)29,000(ガス)3,000 英田放課後クラブ(電気)320,000(水道)18,000
健康づくり 推進課	2. 放課後児童クラブの指定管理者について 指定管理料が前年度より380万円程高額になっているが、昨年4月1日のスタート時から8月まで支援員不足並びに11月まで統括責任者不配置がみられるなど、仕様書どおりのサービス提供ができていない。当該期間分についての、指定管理料については支払に疑義がもたれるので協議・検討されたい。	指定管理開始時点で統括責任者が不配置の点は、仕様書どおりの運営といえないため指定管理開始前に指定管理者と対応協議を行っている。不配置の原因は、内定者より3月末に急遽辞退の申し出があったためであり、次の人選に時間を要すとの説明を受け、当方より、できるだけ早く人選するように指示した。不在の間は、代用員を配置するように求め、本社保育業務担当社員(保育士)が、9月に統括責任者を配置するまで、代用員として業務に当たった。また、支援員が不足していたクラブには、他営業所からの応援職員体制をもって対応した。 指定管理料の支払いについては、上記代用員の配置及び応援職員体制による対応により運営に支障が出なかったこと、及び代用員の人件費が、指定管理料に計上していた統括責任者人件費より過大であったことから、減額は行わないことが妥当と判断した。

平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
会計課	1. 資金運用について 高額の資金の運用において、金融の多様化と複雑化に伴い、リスク管理を含め日々研鑽し対応しているところであるが、更に安全かつ有利な運用を図るため、資金運用委員会等の設置を検討されたい。	日銀による量的・質的金融緩和やマイナス金利が継続されている中、安全で有利な資金運用を図っているところである。基金については、「美作市公金運用方針」に基づき、定期預金や債券(10年もの)による運用を行っている。債券での運用は基金全体の30.5%を占めており、今後の基金取崩し等の計画が見通せない現状では不測の取崩しに対応するため、さらなる債券運用は控えるべきと考えている。 また、平成29年第7回経済財政諮問会議(H29.5.11開催)において、地方公共団体が積み立てた各種基金の残高が20兆円を上回る水準に達していることを踏まえ、国と地方の資金配分を再考すべきだという議論がなされたことから、積み立てによる基金残高の増加に慎重にならざるを得ず、今後基金(運用可能資金)が大幅に増加する可能性は低い。 このような状況から、資金運用委員会の設置は、さらなる効率化を目指す必要性が生じたときに検討するものとする。
総務課	1. 個別外部監査制度について(総務課関連) 今後、住民監査請求等において、外部の専門的な知識を有する外部監査人による監査要求(地方自治法第252条の39～44)が見込まれるため、個別外部監査制度の導入に向け条例の制定を求める。	美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例により監査委員を4名に増員しており、個別外部監査制度の必要は認められない。
総務課	2. 監査委員の定数削減について 美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例において、市政刷新期間において現状では監査委員の定数を4人以内とし、そのうち1人を常勤とするものと規定されているが、識見を有する者として現状での監査委員4名は不必要であり、条例の改正を求める。 なお、住民監査請求等の増加も予想されるので、事務職員の適正な配置も検討されたい。	行財政の見直しには、外部の有識者の意見を反映させる必要があり、その目的がまだ十分に達成されていないことから引き続き監査委員を充実させておく必要がある。

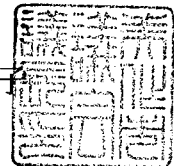
平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(市長部局分)

担当課	監査の結果	措置状況等
管財課	1. 公共工事の入札と契約事務の適正化及び中小零細企業振興に向けての取組強化等について 公共工事の入札や契約の適正化については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(総行第231号・国土入企第14号、26. 10. 22)や、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」等により推進に努めることになっているほか、政府が毎年閣議決定している基本指針による地方公共団体への協力依頼内容なども受けて推進することになっているが、これが不十分だと認識される。 については、幹部も含め組織全体として関係法令等の研鑽に取り組むとともに、本件については平成24年8月、「地域建設業の振興及び地方公共団体中小企業対策の充実に関する請願書」が提出され、同年9月議会において採択されていることをも重く受け止め、美作市産業の振興等の観点に立ち、下記に掲げた事項等を念頭に、直ちに関係規定の整備と実効のあがる施策を策定し、その確実な実施に努められたい。	合併当初より、市内業者でできる工事・委託等また市内業者で購入できる物品についても、できるだけ市内で発注するようにしていた。 平成28年3月、美作市契約規則第46条「工事の指名基準」において、以前からあった2項第1号の地理的条件に3～5項を加えることとした。 3項は、地理的条件について、原則として指名する者の営業所の存在する市内の地区をもって地区割りを行い、施工場所に応じた地区割りにより指名するとした。 4項は、地区割りで規定した入札者数に不足が生じた場合は、近接地区もしくは全地区または市外の者より指名するとした。 5項は、市長は工事の適正な市場価格等を調査及び確認するため必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、全地区または市外混合の指名とすることができるとした。 このように規則で指名の明確化を図り、市の発注工事については、市内業者の有資格者で入札者数を満たすものは市内業者を指名し、入札を行っている。 業者のランクについては、 また、金額面、工種面においても、分離発注ができるものは分離し、市内業者が参入しやすくしている。

美作議会第 121 号
平成29年8月24日

美作市監査委員 高 田 修 平 様
美作市監査委員 東 内 義 典 様
美作市監査委員 水 元 千都江 様
美作市監査委員 山 本 雅 彦 様

美作市議会議長 鈴木悦子



平成28年度定期監査（第2次）監査結果に
対する措置状況について（通知）

平成29年3月6日付美作監査第70号で美作市監査委員から報告のありました、平成28年度定期監査（第2次）結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり措置したので通知します。



担当課	監査の結果	措置状況等
議会事務局	1. 議会図書室の設置について【再演事項】 議会図書室は、地方自治法第100条第19項において「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。」と設置が義務付けられているので早急に設置されたい。	本庁舎の現状では、空いている部屋も無く、スペース的に室を設けることは困難である。他市に於いても、室を設けず、議員控室等の一角を図書コーナーとしているところもあることから、本市に於いても、4階フロアのなかで、第二委員会室、若しくはロビー等の一角に図書コーナーを設けるものとして今後検討する。
議会事務局	2. 議会広報誌未発行について【再演事項】 議会の活動状況を広く市民に周知し、市民の議会に対する理解を深めることを目的に、議会訓令として「美作市議会広報誌の発行に関する規定」を定められていたが、平成19年以降発行されていない状況の中、平成28年5月に規定が廃止されたことは誠に遺憾である。今後市民に対しての広報活動は市広報誌では市民の要望からして不十分と考えられるので見直しを検討されたい。	前任期においては、平成28年5月9日の議会改革特別委員会において、「議会だより」の発行について協議し、採決の結果、発行しない事に決定した。また、「美作市議会広報誌の発行に関する規程」の廃止も合わせて決定し、平成28年6月1日付けで廃止となった。H29年4月の改選後においては、5月の全員協議会に於いて、「議会だより」の発行について協議されたが、採決の結果、賛成少数により、発行しない事に決定した。今後に於いては、6月定例会に於いて、議員発議により、新たに議会改革特別委員会の設置が可決されておりますので、今後は特別委員会にて検討する。
議会事務局	3. 政務活動費の公開について 議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費として交付されており、各会派の収支報告書は公開されているが、透明性の確保を図るために、復命書並びに領収書を含めたホームページへの公開を検討されたい。	政務活動費の公開については、現在、収支報告書については公開しているが、その他の、領収書、報告書等は、公文書情報公開請求があれば、公開している状況である。今後、その他のものについて公開する場合には、今までの判例等を十分調査したうえで、公開するもの、しないものの検討をしていくことになると思われる。
議会事務局	4. 議会基本条例の研鑽と実践努力等について 二代表制により、議会は市民の意思を代弁する合議制機関として、政策立案、行政監視などの機能を十分に発揮し、市民全体の生活向上に努めなければならないとされ、そのため、議会は議員の自己研鑽と資質の向上、公正性、透明性の確保、議会活動を支える体制の整備など改革を推進していく必要があると基本条例に定められている。 しかしながら、議決責任の重大性を始め、政策評価、政策提言、政策立案等に関して市民への情報提供への取り組み不足が認められる。 また、基本条例の目的である、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応えられる議会運営を実現し、市民生活の向上と市政の発展を目指すため、議会活動を補佐する議会事務局機能の充実を求める。	議会基本条例の研鑽と実践努力については、当然に、前向きに努力する。市民への情報提供への取り組みについては、基本条例制定後、ホームページ上での、一般質問の項目一覧表や議員の賛否の一覧表、請願・陳情の定例会毎の提出期限、各委員会の開催予定等、少しずつではあるが、前進しているものと思われる。また、今後も、議会改革特別委員会等で、取り組みについては協議していく。議会事務局については、職員個々の研鑽や研修会等への積極的な参加並びに他市議会の情報収集に努める。

美教総第 118 号

平成29年8月24日

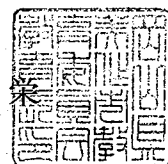
美作市監査委員 高 田 修 平 様

美作市監査委員 東 内 義 典 様

美作市監査委員 水 元 千 都 江 様

美作市監査委員 山 本 雅 彦 様

美作市教育長 大 川 泰 彦



平成28年度定期監査（第1次）及び定期監査（第2次）結果報告
に対する措置状況等について（通知）

平成29年1月17日付、美作監査第61号及び平成29年3月6日付、美作監査第70号で美作市監査委員から報告のありました平成28年度定期監査（第1次）及び定期監査（第2次）結果について、別紙のとおりその措置状況等を通知します。



01-3 平成28年度定期監査(第2次)結果報告に対する措置状況(回答様式)報告分.xls
教育委員会・教育分室

担当課	監査の結果	措置状況等
大原総合支所・大原教育分室	2. クアガーデン武蔵の里プールについて 今までは夏の体育等で小学校がクアガーデン武蔵の里設置のプールを利用していたが、指定管理者制度への移行に伴い、その利用が危惧される。 プール利用については、教育委員会、学校等と協議を行い、児童にとって最適な教育環境となるよう検討されたい。	クアガーデン武蔵の里のプールを利用していた生徒については、平成29年度より大原小学校のプールを利用方向で調整をしている。
勝田総合支所・勝田教育分室	1. 勝田図書館の利用促進について 勝田図書館については、土・日・祝日が休館となっている。他の市内図書館との均衡がとられていないため、休館日について他の図書館と同様となるよう検討されたい。 また、図書館の入館口の変更等、地域図書館として市民が利用しやすいように工夫検討を行い利用促進に努められたい。	今後、利用者アンケートを行い、利用状況や地域からの要望を把握し、利用しやすい図書館の研究を行いたい。また、平成29年度より図書館職員を配置しているの、図書館側の出入口も使用できるようになっている。
教育総務課・学校教育課・美作分室	1. 給食食材の地元調達(地産地消)について 平成29年1月28日の山陽新聞にて、岡山県各市町村別県産食材の使用状況(2016年度)の報道があり、美作市については使用割合43.5%で、前年度比△5.7%との状況であった。 野菜の価格急騰により地元の生野菜の使用が難しかったことや、手作り献立が多いことにより一食品の素材の中で県内産食材の割合が少なくなったことが原因との説明であった。 教育委員会としては去年より地元納入業者に対して地産地消の考え方についての説明会等を行い協力等呼びかけているが、地産地消の推進については生産及び供給する側の体制の整備も重要であることから、市として体制整備のサポートを行う必要がある。 今後も学校給食法第2条第5号、第6号の趣旨及び同法第8条に基づき文部科学省が定める「学校給食実施基準」に記述の「地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の継承につながるよう配慮すること」に鑑み、「郷土の食事を愛す」「郷土の料理法を愛す」地産地消の食育を推進されたい。	学校給食においては、野菜の高騰により輸入冷凍食品の使用が増えてしまった。また手作り献立が多いため、料理1品に対し数種類の食材を使ったことにより、県内産食材の使用割合が低くなってしまった。 今後は美作市産のもち麦の利用、また、地元納入業者との意見交換等を通して、食材の地産地消を図っていきたい。
教育総務課・学校教育課・美作分室	2. 各園が購入しているコメの品種及び単価について【再演事項】 コメの品種については今年度1月より品種(あきたこまち)の統一を行っているが、その単価についても、各地元業者と協議を重ね、統一単価となるよう引き続き努められたい。	米の品種については、平成28年度において「あきたこまち」で統一できており、単価についても、本年6月より統一できている。